

第4期

合志市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5(2023)年度～9(2027)年度

市民みんなでまるごと地域共生社会

～だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし～

概要版



合志市
マスコットキャラクター
ヴィーブルくん

合志市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
あいまる



計画策定の趣旨・背景

生活様式の変化などを要因とする住民のつながりが希薄化することで、地域における支え合い機能の低下が懸念されると同時に、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといったさまざまな社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を実現するために、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があります。

本市では、「市民みんなでまるごと地域共生社会」を理念とした第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画が、令和4年度に終了することから、「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、本計画を策定します。

計画の法的根拠

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市町村社会福祉協議会が策定する計画であり、両計画が相互に関わり合うことによって、その目的を達成することが必要であることから、一体的に策定するものとします。

なお、この計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月13日施行)の「第十四条市町村の講ずる措置」に規定する内容を踏まえた、成年後見制度利用促進基本計画を包含します。

合志市の他計画との関係性

「合志市地域福祉計画」は「合志市総合計画」を上位計画とする計画であり、福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。

また、社会福祉協議会が策定する「合志市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉に関わる団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。

計画期間

◇計画期間◇

年度	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027
計 画	第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画									
						第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (成年後見制度利用促進基本計画を含む)				

基本理念

本計画ではこれまでの理念「市民みんなでまるごと地域共生社会」を継承しつつ、副題として新たに「～だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし～」と設定し、市民をはじめ、地域の組織や団体、民生委員・児童委員や各種福祉関係委員、福祉サービス事業所、さらには企業などが、市や社会福祉協議会とともに協働することにより、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを行います。



計画の基本方針

計画の基本理念を実現するために、以下の枠組みで施策を進めていきます。

(1) つながりと支え合いの輪を広げる

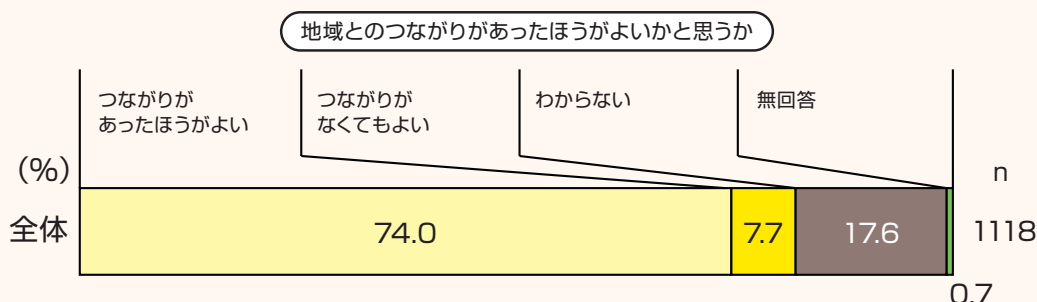
地域福祉においては住民間のつながりがとても大切であることから、住民同士がお互いを気かけ合いながら、協力し合って支え合うことができるよう、引き続き、さまざまなサポート活動を通してつながりをつくっていきます。

また、住民間のつながりを維持するための支援活動を行うほか、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動を活発化し、社会参加の機会の充実を図ります。

さらに、より多くの人にボランティアに関する情報が伝わるように、広報を工夫します。

■ アンケート結果より

地域とのつながりがあったほうがよいと思うかについては、「つながりがあったほうがよい」が7割強を占めています。



(2) 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

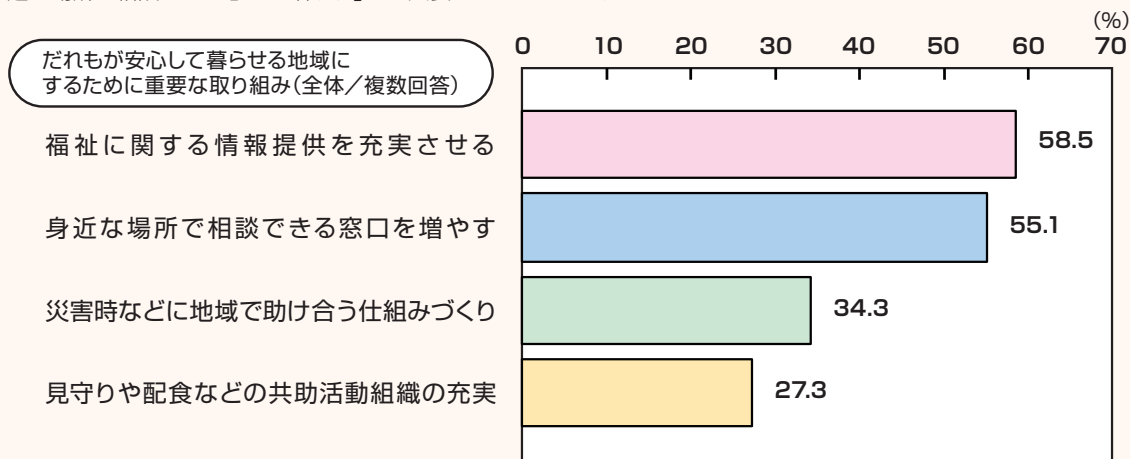
地域のより良い暮らしを支えるために重要な役割を担う住民一人ひとりの地域参画がしやすくなるよう、地域活動への参加意向・ニーズを捉え、活動内容を工夫していきます。

また、ボランティア活動が継続できるように環境を整え、ニーズに合わせた研修内容等も検討し、ボランティアセンター機能の充実・強化を図ります。

さらに、各団体の活動を活発化させるとともに各種団体同士の連携を図り地域福祉の向上を目指します。

■ アンケート結果より

だれもが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みについては、「福祉に関する情報提供を充実させる」及び「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が二大要望となっています。



(3) 相談・支援体制の連携の輪を強める

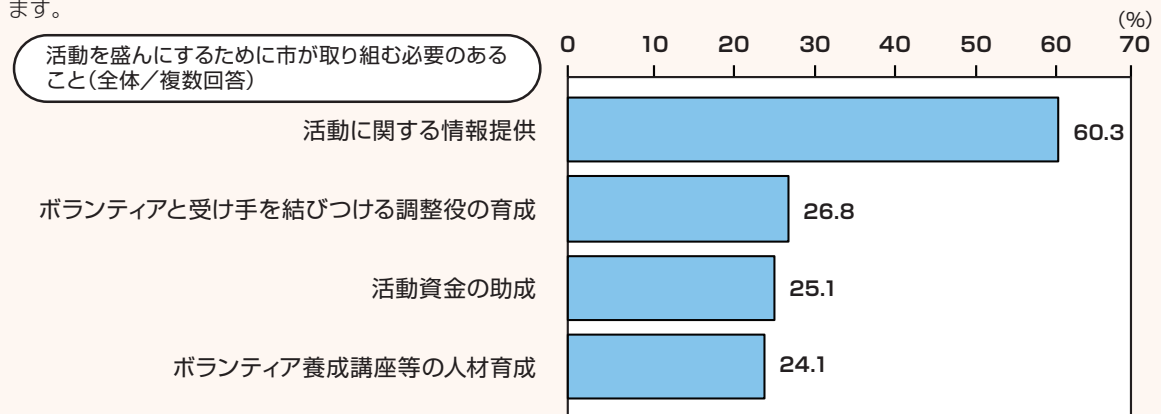
住民が不安に感じていることを相談でき、だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる体制をつくります。

そのために、相談支援体制を充実させ、多様な相談を受け付けられるよう、職員のスキルアップを図り、相談者を最適なサービスへとつなげていきます。さらに、各種専門機関や民間事業所と連携し、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

なお、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに重層的に対応するためにも、本市における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、包括的な支援体制の構築を進めます。

■ アンケート結果より

福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために市が取り組むべきことは、「活動に関する情報提供」(60.3%)、「ボランティアと受け手を結びつける調整役の育成」(26.8%)、「活動資金の助成」(25.1%)などの順となっています。



成年後見制度利用促進基本計画

● 計画策定の背景と目的

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するための手段である成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進するため、本市における基本的な計画を定めるものです。



● 計画の基本方針

1. 制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

- ① 制度の周知・啓発
- ② 相談機能の強化
- ③ 制度の適正な運用と利用支援



2. 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ② 中核機関の運営



施策体系

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
<p>市民みんなでまるごと地域共生社会 くだれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし</p>	<p>1. つながりと 支え合いの輪を広げる</p>	(1) ご近所とのつながりと 支え合いの輪を広げる	①支え合い活動の支援 ②各種交流活動の支援 ③サロン事業の充実
		(2) 地域のつながりを 下支えする	①見守り活動の充実 ②住民による自主活動の推進 ③生活支援事業の推進
		(3) みんなに福祉の 大切さを伝える	①福祉教育の推進 ②広報活動の充実 ③啓発活動の推進
	<p>2. 地域の担い手の 輪をつなげ、地域の 福祉力を高める</p>	(1) 地域を支える人たちを 育む	①ボランティア活動への支援 ②各種ボランティア人材の養成支援 ③民生委員・児童委員との連携 ④各種サポーターの育成
		(2) 各種団体と連携し、 支援する	①民間活力を活用した福祉モデル の構築の推進 ②各種団体等への支援充実と連携 の推進
	<p>3. 相談・支援体制の 連携の輪を強める</p>	(1) どんなことでも 気軽に相談できる 体制をつくる	①相談窓口体制の充実 ②ひきこもり対策(孤独・孤立対策)
		(2) 弱い立場にある人を みんなで支える	①地域包括ケアの充実 ②成年後見、権利擁護事業の充実 ③要支援者への支援体制強化 ④「制度の狭間の課題」への取り組 みの充実★
		(3) 地域における包括的な 支援を行う	①地域子育て支援の充実 ②障がい児(者)支援の充実 ③介護に関する支援の充実 ④認知症対策の充実 ⑤災害対策の充実 ⑥新しいサービス等の開発の推進 ⑦重層的な相談支援体制の整備★

★特に重点的な取り組みが求められる施策

基本目標	住民や地域に期待すること	
<p>1. つながりと 支え合いの輪を広げる</p>	<p>ぽっかぽかサポート・ファミリーサポートの活用 制度を知っている人が知らない人に伝える 各種サロンへの参加 見守り活動への理解と協力 各地域における防災訓練の実施 地域でのちょっとした生活支援についての話し合い 健康づくりに関するボランティア活動(食生活改善推進員等) 広報やホームページ等の活用 講演会への参加</p>	
<p>2. 地域の担い手の 輪をつなげ、地域の 福祉力を高める</p>	<p>民生委員・児童委員への協力 ボランティアを行って楽しかったことを他の人に伝える 見守り活動への協力 ぽっかぽかサポートへの参加 他団体との情報交換 ボランティア活動への参加 ボランティア養成講座の受講 子どもも含めだれでも気軽に集える場所をつくる</p>	
<p>3. 相談・支援体制の 連携の輪を強める</p>	<p>SOSを発信し、気軽に相談する 孤独・孤立の状態にある人のSOSを見逃さないようにする 地域での生活・介護支援サポーター等の活躍 地域での見守り 地域での世代間交流 店舗等での障がいのある方への合理的配慮 近隣でできる認知症の人や家族の支え 日常的な災害に対する備えを心がける ボランティア、NPO等でのサービス提供 悩みや困りごとがあった場合、一人で抱え込むことなく、だれかに相談する</p>	

基本目標1 つながりと支え合いの輪を広げる

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
高齢者サロン登録団体数	43団体	➡	生涯学習(学び:文化活動、趣味、レクリエーション活動など)を行う頻度	40.2%	➡	「過去1年間で地域の活動(自治会の活動)に参加した。また今後参加したいと思う。」と回答した人の割合	12.7%	➡
子育てサロン登録団体数	7団体	➡	「地域とのつながりがあると思う」と回答した割合	71.3%	➡	社協広報誌(ほっとライン)の発行回数	12回	➡
ぽっかぽかサポート協力会員登録数(個人)	411人	➡	区(自治会)活動の参加頻度	64.9%	➡	出前講座実施回数	28回	➡
ぽっかぽかサポート協力会員登録数(団体)	12団体	➡	自治会加入率	78.5%	➡	福祉教育プログラム実施回数	17回	➡
「生きがいを持って生活していると思う」と回答した人の割合	76.1%	➡	地域福祉座談会の開催数	3回	➡			

基本目標2 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
学生ボランティア参加者数	38人	➡	民生委員・児童委員の充足率	95%	➡	「住み慣れた地域で生活できていると感じる」と回答した人の割合	75.7%	➡
ボランティアセンターの新規登録者数	42人	➡	認知症サポーター養成数	414人	➡	地域公益活動推進プラットフォームの参加法人数	16法人	➡
ボランティアセンターの登録者数	1,374人	➡	福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等に「参加している」と回答した人の割合	8.5%	➡	協働で行われている事業の数	3事業	➡
生活・介護支援サポーター認定者数	187人	➡	「過去1年以内に、地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加した。また今後参加したいと思う。」と回答した人の割合	12.7%	➡			

基本目標3 相談・支援体制の連携の輪を強める

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
各種相談窓口の認知度	54.8%	➡	過去1年間で自分の人権が侵害されたと感じたことが「ある」人の割合	12.0%	➡	認知症カフェの参加者数	27人	➡
女性や子どもに対する相談専門部署の認知状況	46.7%	➡	過去1年間の人権問題の研修会、学習会等への参加が「ある」人の割合	12.8%	➡	子ども(地域)食堂の数	4か所	➡
成年後見制度の認知度	31.8%	➡	地域・職場内での防災に対する取り組みの参加率	41.8%	➡	重層的支援体制整備事業の実施	事業実施に向けた検討	実施
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の認知度	9.0%	➡	農福連携事業数	3事業	➡			

こまっとときの相談窓口先一覧

介護や認知症など高齢者支援に関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
高齢者支援課	248-1102	合志市役所	午前8時30分～午後5時15分(月～金)
合志市地域包括支援センター	248-1126	ヴィーブル	午前8時30分～午後5時15分(月～金)
合志市地域包括支援センター サブセンターふれあい館	242-7000	合志市須屋2251-1 ふれあい館内	午前8時30分～午後5時30分(月～金)

子育て支援や児童福祉に関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
子育て支援課	248-1162	合志市役所	午前8時30分～午後5時15分(月～金)
こども支援センター(社会福祉協議会)	242-7008	合志市須屋2251-1 ふれあい館内	午前8時30分～午後5時30分(月～金)

女性支援や要保護児童支援に関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
女性・子ども支援課	248-1199	ヴィーブル	午前8時30分～午後5時15分(月～金)

障がい者支援に関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
福祉課 障がい福祉班	248-1144	合志市役所	午前8時30分～午後5時15分(月～金)
れんがの家(社会福祉協議会)	242-2271	合志市須屋2540	午前8時30分～午後5時30分(月～金)

生活困窮などに関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
合志市生活支援相談センター 安心サポート合志	248-1100	ヴィーブル	午前8時30分～午後5時15分(月～金)
福祉課 社会福祉班	248-1144	合志市役所	午前8時30分～午後5時15分(月～金)

ボランティアや地域福祉全般に関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
合志市社会福祉協議会	242-7000	合志市須屋2251-1 ふれあい館内	午前8時30分～午後5時30分(月～金)

検診・予防接種・健康づくりなどに関すること

名称	連絡先	住所・場所	受付時間等
健康づくり推進課	248-1173	ヴィーブル	午前8時30分～午後5時15分(月～金)

第4期合志市地域福祉計画・合志市地域福祉活動計画

発行年月日 令和5年3月

発行 合志市 福祉課／熊本県合志市竹迫2140

電話:096-248-1144

FAX:096-248-1196

MAIL:fukushi@city.koshi.lg.jp

合志市社会福祉協議会／熊本県合志市須屋2251-1
ふれあい館内

電話:096-242-7000

FAX:096-242-6635

MAIL:info@koshi-shakyo.or.jp